

生乳の入札取引実施要領

平成 28 年 3 月 29 日
改正 平成 29 年 2 月 17 日
改正 平成 30 年 1 月 31 日
改正 平成 31 年 1 月 31 日

指定生乳生産者団体ホクレン農業協同組合連合会（以下「本会」という。）が「今後の生乳取引のあり方について」（平成 27 年 10 月、農林水産省「生乳取引のあり方等検討会」）に基づき、生乳を一般競争入札の方法により売渡しを行う場合は、この要領の定めるところによるものとする。

1. 売渡しの公示

この要領に基づき本会が生乳の売渡しをしようとする場合は、次の事項をホームページ掲載その他の方法によって公示するものとする。なお、公示は競争入札の日の前日から起算して少なくとも 5 日前までに行うものとする。

(1) 競争入札に付する事項

- ア 入札に付す数量
- イ 応札最小単位
- ウ 入札の制限

(2) 競争入札の場所及び日時

(3) 入札保証金等に関する事項

(4) 入札の無効

(5) 契約の締結

(6) その他必要な事項

2. 買受申込み

買受申込みをしようとする者は、1. による売渡しの公示及びこの要領の諸条項を承諾の上、入札の前に本会に対して、入札保証金を納付又は提供するとともに、次の書類を提出するものとする。

(1) 生乳入札参加申込書（様式第 1 号）

(2) その他提出を求められた書類

3. 入札保証金

(1) 買受申込みをしようとする者は、その者の応札金額の 100 分の 1 以上の入札保証金を入札参加申込書提出時までに本会に納付するものとする。ただし、入札による取引実施前年度において、既に本会との生乳取引を有する取引先は、この限りではない。

(2) 金融機関振込みの場合は、本会が指定する金融機関の本会普通預金口座に振り込むものとする。

(3) 入札保証金は、全額を契約保証金に充当する場合を除き、他に充当することは

できないものとする。

- (4) 買受人として決定された者以外の者の入札保証金は、返還するものとする。
- (5) 買受人として決定された者が6. の契約の締結をしなかったときは、入札保証金は、返還しないものとする。
- (6) 入札保証金には、利子を付さないものとする。

4. 入札方法（基本的枠組みに対する考え方：補足事項）

(1) 対象用途

乳製品（生クリーム、脱脂濃縮乳、全脂濃縮乳、脱脂粉乳・バター等、チーズ）
向生乳を対象に、用途無指定で実施する。

(2) 対象数量

相対取引協議後に設定する。

(3) 買い手

搬入予定地域内に飲用・乳製品工場を保有し、当該工場で処理を行う乳業者と
し、公示の際に詳細を設定する。

(4) 入札実施回数及び時期

公示の際に詳細を設定する。

(5) 買入価格、数量の制限等

ア 本会は、最低落札価格を別途設定する。

イ 本会は、取引価格や数量の安定を図るため、買入価格および買入数量の上限
及び下限を別途設定できるものとする。

(6) 入札価格

ア 入札は、生乳1kg当たりの入札価格（消費税及び地方消費税に相当する額は
含まない。）及び数量をもって行うものとする。なお、入札価格は乳脂肪分率
3.5%、無脂乳固形分率8.362%を基準とし、落札後、実際に配乳した生乳の乳
成分により、それぞれ本会が別途設定する当該年度脱脂粉乳・バター等向成分
単価にてスライドした金額で精算するものとする。

イ 入札価格は北海道内工場においては工場着価格、北海道外工場においては北
海道内発価格とし、送乳については原則として本会が実施し、北海道外工場向
輸送費については、入札価格とは別に、その経費実費を乳業者が負担するもの
とする。

(7) 売渡生乳の規格および検査

配乳する生乳の規格および検査については、下記のとおりとする。

ア 生乳の格付は、畜産経営の安定に関する法律施行規則第2条に規定する規格
および脂肪率等品質の格差によるものとする。

イ 生乳の検査の実施機関は、公益社団法人北海道酪農検定検査協会とする。

ウ 検査の場所は、覚書に定める受渡場所とする。

エ 検査の方法は、公益社団法人北海道酪農検定検査協会の定めるところによる。

(8) 入札生乳の配乳

落札数量を月別あん分（前年度月別生産量で比率あん分）のうえ配乳する。な
お、落札生乳の引渡し単位はミルクタンクコンテナ等を使用した不定貫となるた

め、既存（相対）取引を行っていない取引先においては、落札数量に対し最大17～24トント程度取引量が変動する場合があり、落札数量を超過した数量に対しても落札価格にて取引を行うものとする。

5. 買受人の決定

- (1) 本会は、買受申込者の提出した入札書（様式第2号ア、イ）、入札保証金等、その他提出をした書類を審査し、本会の定めた予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を除く。）以上の価格で入札した者のうち、入札価格の高位の者から順次買受人に決定するものとする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、申込数量に応じてあん分するものとする。
- (3) 無効となる入札は、公示するものとする。

6. 契約の締結

- (1) 生乳の買受人は、本会が定める生乳取引基本契約および覚書を締結するものとする。なお、既に生乳取引基本契約を締結している先については、入札取引に係る覚書のみを締結するものとする。

7. 用途別買入計画書の策定

- (1) 生乳を落札した買受人は、生乳の用途別買入計画書（様式第3号）を作成し、本会へ提出するものとする。
- (2) 上記用途別買入計画書より生乳の買入用途を変更する場合は、配乳する前月15日までに用途別買入計画変更書（様式第4号）を作成のうえ、本会へ提出するものとする。なお、変更可能期間は当年度1月15日までとする。

8. 契約保証金

- (1) 買受人が6.の契約を締結しようとするときは、契約金額（4.（6）に記載のある内容を踏まえた金額、消費税相当額を含む。）の6分の1以上（4半期毎入札の場合は3分の2以上）の契約保証金を入札の日の翌日から起算して7日以内（その期限の日が金融機関の休日に当たるときはその翌日まで）に本会に納付するものとする。ただし、本会の信用審査において特段の必要が無いと認められた買受人においては、この限りではない。
- (2) 契約保証金は、全額を10.で定める買受代金に充当することができる。
- (3) 契約保証金は、1.の入札により契約を締結した現品の引渡しがすべて完了した後に買受人の請求によってこれを返還するものとする。ただし、契約保証金には利子を付さないものとする。
- (4) 買受人の責めに帰すべき理由によって契約を解除したときは、その解除した数量に相当する契約保証金は、本会に帰属するものとし、残余がある場合は、これを買受人に返還するものとする。

9. 現品の引渡し

- (1) 送乳については原則として本会が実施し、工場渡しとする。
- (2) 生乳輸送は集乳車およびミルクタンクコンテナにて行うものとし、都度の引渡しは当該輸送機材への満載を基本とした不定貫とする。買受人は、本会より現品の引渡しがあったときは、遅滞なく、現品を検査し、速やかに受け入れなければならない。なお、現品の受入後は当該工場において十分に効果のある生乳輸送機材の洗浄（CIP洗浄）を実施するものとする。
- (3) 道外工場渡しの場合、出荷日から当該工場着までに日数がかかることから、取引乳量は原則、出荷時点の計量によるものとする。なお、当該工場における生乳の買入は、到着日にて発生とする。
- (4) 買受人は配乳を受けた旬毎に、翌旬3日までに買入旬報を作成の上、本会へ提出するものとし、あわせて配乳を受けた月の翌月7日午前中までに用途別処理数量報告書（覚書に記載）にて用途別処理数量を報告するものとする。

10. 買受代金の納付

買受人は、配乳を受けた日の翌月14日までに買受代金を本会に納付するものとする。なお、期限の日が金融機関の休日にあたるときは、その前日までを基本とし、金融機関が15日に通常業務の場合は、15日までとする。

11. 危険負担及び瑕疵担保

- (1) 現品の危険負担は、9.(1)の引渡しの完了と同時に、本会から買受人に移転するものとする。
- (2) 買受人は、検査により現品に瑕疵があること又はその数量に不足があることを発見したときは直ちに本会に対してその旨の通知をしなければならない。
- (3) 本会は、(2)の通知を受けた場合であって当該現品の瑕疵や数量の不足が買受人の責任によるものでないことが明らかなときは、当該現品を輸送した業者等の参加のもと、瑕疵担保責任の所在等について買受人との協議に応じるものとする。
- (4) 本会は、当該現品の数量の不足については代金減額以外の責任を負わないものとし、また、当該現品の瑕疵により発生した損害については、12.による契約解除に応じる以外の責任を負わないものとする。

12. 契約の解除及び損害賠償

生乳取引基本契約書および覚書（6.にて締結）に従うものとする。

13. 協議

この要領に定められていない事項又は契約に関して生じた紛争については、本会及び買受人が協議の上、解決するものとする。

14. 売渡条件の遵守

本会が売り渡す現品に加工処理等の条件を定めて売り渡した場合には、当該現品の買受人は、指示された条件を遵守しなければならないものとする。

以上